

第一種奨学金変更可能月額一覧表(平成17年度以降入学者の場合)

区 分			変 更 可 能 月 額	
大学	国公立	自宅通学	① 30,000円	② 45,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 51,000円
	私立	自宅通学	① 30,000円	② 54,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 64,000円
短期大学	国公立	自宅通学	① 30,000円	② 45,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 51,000円
	私立	自宅通学	① 30,000円	② 53,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 60,000円
大学通信教育(通年スクーリング)		自宅通学	① 30,000円	② 54,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 64,000円
大学院	修士・博士前期課程及び専門職大学院の課程		① 50,000円	② 88,000円
	博士・博士後期課程		① 80,000円	② 122,000円
高等専門学校 (1～3年次)	国公立	自宅通学	① 10,000円	② 21,000円
		自宅外通学	③ 10,000円	④ 22,500円
	私立	自宅通学	① 10,000円	② 32,000円
		自宅外通学	③ 10,000円	④ 35,000円
高等専門学校 (4・5年次)	国公立	自宅通学	① 30,000円	② 45,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 51,000円
	私立	自宅通学	① 30,000円	② 53,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 60,000円
専修学校専門課程	国公立	自宅通学	① 30,000円	② 45,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 51,000円
	私立	自宅通学	① 30,000円	② 53,000円
		自宅外通学	③ 30,000円	④ 60,000円

「第一種奨学金貸与月額変更願(届)」(以下「月額変更願」という)は、上表及び下記事項に留意のうえ記入すること。

A. 通学状況変更

1. 自宅通学から自宅外通学に変更する場合。

(1) 月額に変更がない場合

上表「変更可能月額」を①→③に変更する場合:「月額変更願」は提出不要。

(2) 貸与月額を増額変更する場合

上表「変更可能月額」を①→④に変更する場合:「月額変更願」とあわせて、自宅外である事実を確認できるものを学校に提出する。
増額希望理由を学校が認めた場合のみ増額可能。

上表「変更可能月額」を②→④に変更する場合:「月額変更願」とあわせて、自宅外である事実を確認できるものを学校に提出する。
人的保証選択者の場合、連帯保証人・保証人の自署押印及び印鑑証明書の添付が必要。

(3) 貸与月額を減額変更する場合

上表「変更可能月額」を②→③に変更する場合:「月額変更願」を学校に提出。自宅外である事実を確認できるものは提出不要。
人的保証選択者の場合、連帯保証人・保証人の自署押印は不要。

2. 自宅外通学から自宅通学に変更する場合。

(1) 月額に変更がない場合

上表「変更可能月額」を③→①に変更する場合:「月額変更願」は提出不要。

(2) 貸与月額を増額変更する場合

上表「変更可能月額」を③→②に変更する場合:「月額変更願」を学校に提出。増額希望理由を学校が認めた場合のみ増額可能。
人的保証選択者の場合、連帯保証人・保証人の自署押印及び印鑑証明書の添付が必要。

(3) 貸与月額を減額変更する場合

上表「変更可能月額」を④→①または④→②に変更する場合:「月額変更願」を学校に提出。
人的保証選択者の場合、連帯保証人・保証人の自署押印は不要。

B. 同一の通学状況内での変更

(1) 貸与月額を増額変更する場合

上表「変更可能月額」を①→②または③→④に変更する場合:「月額変更願」を学校に提出。増額希望理由を学校が認めた場合のみ増額可能。なお、人的保証選択者の場合、連帯保証人・保証人の自署押印及び印鑑証明書の添付が必要。

(2) 貸与月額を減額変更する場合

上表「変更可能月額」を②→①または④→③に変更する場合:「月額変更願」を学校に提出。

平成16年度以前入学者は、変更可能月額が異なるので学校担当者に確認すること。